

九州電氣工業 争議真相 發表大演說會

！れ葬を逆暴の水九・軌九

金田 六十日七夜時
萬德寺

(入場無料)

- △九州電氣工業の争議は何故起つたか！
- △われわれは「九軌・九水」を何故に「非國民」「××奴」と呼ぶか！
- △菱形常務取締役は何故にコリ泥の如く、小倉市内の宿屋を轉々と逃げ廻つてゐるか！
- △日本一の高い電灯料で市民を搾り、その上労働者の(肉體)を「九軌・九水」の悪逆を徹底的に糺弾せよ！

日本労働總同盟 九州聯合會 議長 伊藤 卯四郎
 全日本労働連盟 理事 久保 時造
 全日本労働連盟 理事 元 阪 順次
 その他争議團員、應援團一同

！ふ乞を持支の君諸民市全倉小

財團 協調會 福岡出張所

争議の真相を發表し市民諸氏に訴ふ！

今回の争議につきまして少からず有識諸賢の御心痛をわすらわしてゐることを深く御詫ひ致します。就きましては何故に争議をやらなければならなかつたかその理由を簡単に申述べて御諒解を得たいと思ひます。

一、會社の不信義

當社は昭和五年にも同様の紛議がありまして圓滿に解決したのでありますが、會社側はその衝に當つた人を轉職或は解雇しまして、未だに解決條件の實施を致して居りません。

併し私共は、經濟界の事情もあり、只管誠心誠意を以て、會社の業績の向上に協力して會社自らの反省を希望し、或は禮節を盡して實施を御願ひして來たのでありますが、如何にせん、私共の诚意は遂にに會社の汲む處となりませんでした。

二、同業會社に比較して低劣な待遇

茲に至つて已むを得ず六月十六日正式に嘆願書を提出する事にしたのであります。嘆願書と言へども會社の經營状態を考へての御願でありまして、根本は昭和五年の解決條件の實施に外ならぬのでありまして、日給の如きは平均二圓二十錢——同業の帝國、日本の兩廠を會社に比較すると、三割——四割方安く、十五年餘を勤続した職工長で月收五拾圓(徹夜作業も含めて)にも満たない状態ではおして御諒察を御願ひします。

三、嘆願要項

- 一、最低賃金一圓三十錢を支給されたし
- 二、年二回の昇給を全従業員に滿なくされたし
- 三、臨時工制度を廢し普通職工として採用されたし
- 四、退職手續を制定し社則に發表されたし
- 五、團體協約並勞資協定委員會を設立せられたし
- 六、外六項目 以上

五、我等は紛議を好まず

右の嘆願書に基き私共は辭を低ふして再三會社の反省を促し、事件の平和的解決の爲めに「否！平和裡に解決し得るものと信じて十數日間交渉を續けて來たのであります。常務菱形重之氏の言葉は「労働條件が他會社より悪い事は判つてゐる、儲けてゐる事も事實である、併し九水の方針だから已むを得ない」と……………何たる暴言だ！

六、賣られた喧嘩……會社の不誠意

常務の言葉を解釋すれば、會社の利益の爲には、お前達の生活なんか問題でない、ストライキでもやるならやれと放言したのであります。

七、我等は最後まで圓滿なる解決に努力して來た

この常務の暴言にも拘らず、私共は最後まで一縷の希望をつなぎ、七月六日朝「今一度膝をつきあわせて、平和的解決に努力するの意志はないか」と最後の私共としては、極めて屈辱的な交渉を試みましたけれど、これもすげなく會社に一蹴され、私共の圓滿なる解決への力は悉く水泡に歸し、罷業をやらねばならぬ立場に追つめられたのであります。

罷業を決定

事茲に至つて私共は七月六日午後一時を期してやむを得ず罷業を決定したのであります。争議の真相……………經過については最近中に演說會を催して更に詳しく御報告申上る筈であります。御批判と御同情に訴へる次第であります。

昭和十年七月

九州電氣工業 小倉工場争議團
 日本労働總同盟 九州聯合會
 小倉市南山越町 電話一、一六三番